

主月税連

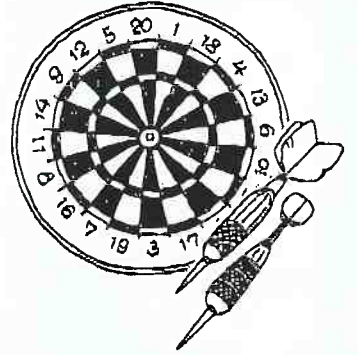
日税連執行部との懇談会
公益的業務 (小笠原諸島・三宅島相談会報告)

- 133
- 134
- 135
- 136
- 137
- 138
- 139
- 140
- 141
- 142
- 143
- 144**
- 145
- 146
- 147

July.15.2006 No.

No.144 JULY.15.2006

Contents



会長退任あいさつ

会長を務めて得たもの ————— 会長 石井 孝雄 ———— 3～4

日税連執行部との懇談会

税理士試験制度・資格取得制度について意見交換 ————— 4～6



当日出席された日税連の役員
中央は挨拶する森日税連会長

奈良大会へのご案内

—— 奈良大会実行委員長 南谷 正人 ———— 6



公益的業務で離島支援 7～12

三宅島税務相談 — 千葉青税 岩井 勇二 — 7～8

小笠原諸島で巡回法律相談

東京青税 池田 充 — 9～12

全青税ホームページアドレス <http://aozei.com>

会長を務めて得たもの

会長 石井 孝 雄

全青会員のみなさんこんにちは。今年1年間会長を務めさせていただいた石井です。会長になるからには気持ちをしっかりと持たなければいけないと考え、全青の要諦は制度問題である、と力んで過ごして参りました。このため、法対策部部長の川崎さんと総務部部長の高垣さんにはいろいろと迷惑をかけながら、なんとか1年間やって来ました。自分の税理士人生の中で、まじめに税理士の将来を考えながら行動するなんて本当に不思議です。客観的に考えてみると平凡な会長だったなあ、と自分を振り返りますが、制度問題をやっているときには、結構本気で税理士の地位の向上や維持を考えていました。それでも、力んで振り回した拳が宙を舞うことも少なくありませんでした。会長を辞めたら、この様なことに注力する時間はもう無いかも知れないなあ、と考えたりもします。こんなことを会長経験者が発言するのは大きな間違いなのでしょう。

一方で私が神奈川青税に入ってから既に10年以上が経ちますが、まさか全青の会長まで経験するなんて思ってもいなかったもので、1年間過ごしてきてみて少しだけ到達感があります。もともと私は税理士試験に合格してから3年ぐらいは青税のことを良く知りませんでした。その後しばらくして神奈川青税の代

表幹事に就任しましたが、代表幹事の任期が終わった後はしばらく青税との距離を置く生活をしていました。それでも、神奈川青税の存続の危機が今から5年くらい前に起こり、再び青税に片足を突っ込んだ生活が始まりました。更に神奈川青税復活の起爆剤となればと全国大会の



実行委員長を引き受けました。それ以後はなぜか会長まっしぐらという路線が待っていました。会長を意図したと言うよりは、時代の狭間に意図されたという感覚が自分の中にはあります。

今思えば、全青の会長はその立場に全精力を全うできる人が相応しいように思えます。振り返ってみると、全青の会長になるうと思って決意した頃の私は、全青、自分の事務所、実家の商売、家庭、他の全国ネットワークをどの様にバランスさせながら一年を過ごしていこうかと考えていました。仕事をバランスさせるという意味では、巧くバランスが取れている、と最初のうちは思っていました。

しかし残念ながらそれは、たまたま先人達が作り上げてきたシステムの延長線を恐る恐る綱渡りしていたのにすぎませんでした。始めてから数カ月も経ってみると、戦力が分散してしまい、どの分野においても業績を上げられそうな気がなくなってきました。それこそ、低次元のレベルでバランスしていることに気がつきました。そのときに取捨選択の判断をして「選択と集中」に徹すれば、もっと非凡な結果を出せたかも知れません。しかしながら、そこは浅学非才かつ平凡な私には、そのような選択ができませんでした。何とも情けないのですが、どの分野にもひとしきり未練が残っていました。このため、それぞれ現場に「この1年間ご迷惑をおかけしますが、なにとぞご容赦下さい」と頭を下げてまわったのでした。なんとも情けない行動に出たわけです。この辺が今の私の限界だったのかも知れません。

会長職についてもう少し突き詰めて考えてみますと、こんなことも言えます。全青の会長としてもっとも相応しい人は公共の利益を重視できる人です。この1年間、私は会長として全国三青会や全青司、青法協の総会に出席しその思いを強くしました。彼らに比べると私は実に俗世間の垢にまみれています。私自身も決して公共の利益を考え

ないわけではありません。しかし、全青の会長が追い求める公共性と自分の事務所における自主性とが、限られた時間の中で常にせめぎ合っていました。会長として公共の利益を追求している彼らには頭が下がります。そう思う一方で、こんなことをしてレベルの高い事務所を形成できるのか、と自問自答もしていました。全青の一理事でいるときはそのことを特に意識させられませんでした。会長となると違います。会の行動の軸足はここにあるのですから、自ずと知らしめられます。ここが欠けている人が会長になると、会の方向性を大きく誤るような気がします。やはり全青の基本は、納税者全体の権利を擁

護し正しい税務行政が行われるように努力することなのです。そのような意味で全青の行動規範はもともとが公共の利益の追求と言えます。

この1年間を振り返ってみて、私自身に対して会長職に全力投球できたのか、公共の利益に資することが出来たのか、と質問を投げかけてみると、自信を持ってYESとは言えません。それでも1年間会長任務を遂げられたのは一重に組織のおかげです。そして、その組織を支えてくれたみなさんのおかげです。このことには本当に感謝しております。また、理事会や総会等で各地域にお邪魔したときに懇親会の際には、各地の会長をはじめとするみなさんが、

暖かく歓待してくれました。本当に嬉しいことです。自分たちのお金と時間と気持ちを使って接してくれるひとときは本当に楽しかった。先ほどから申し上げていますように俗人会長の私に、この様な時間がなかったら、全青に費やす時間は灰色の毎日だったかも知れません。私にとって全国に友達が出来たことが全青の成果とも言えます。

そしてそれ以上に、全国の青税の連合体としての会長を務めて来たことにより、良くも悪くも自分の本質を正しく理解出来ました。これが全青会長を1年間務めて収穫した最大の成果なのかも知れません。この1年間ご協力いただいたみなさん、どうもありがとうございました。

日税連執行部との懇談会

——税理士試験制度・資格取得制度について意見交換——



石井孝雄
全青会長

去る平成18年1月26日、日本税理士会館において、全国青年税理士連盟からの申し入れにより日本税理士会連合会（以下「日税連」という）執行部との意見交換を行うための懇談会が開催された。日税連からは森金次郎会長、宮口定雄専務理事、小林健彦専務理事、山崎由雄専務理事、岩波一総務部長のご出

席をいただき、全青からは石井会長他12名が出席した。

最初に森日税連会長と石井全青会長から挨拶があり、税理士試験制度と資格取得制度を中心に、全青からの質問に日税連が回答する形式で意見交換が行われた。本稿はその要旨をまとめたものです。

川崎全青法対策部長

現行の税理士試験制度は税理士法6条の目的を果たしているとはいえ、時代の要請に応えられる税理士としての資質の検証が十分に図れるものになっていないのではないのでしょうか。試験科目・出題内容・実施要領



森金次郎
日税連会長

について問題があると考えているのですが、日税連としての考えはいかがでしょうか？

宮口日税連専務理事

入口論としては適当であると言わざるを得ない。税理士試験はあくまでステップであり、税理士会がやるべきなのは試験をクリアして入ってきた人たちの質を研修等により高めていくこ



とである。入口を絞れば良い人が入ってくるわけではない。いろいろな人を受け入れて、税理士としての資質を発揮してくれる人のための税理士会であれば良いと私は思っています。

森日税連会長

私は、時代の要請に応えるべく試験科目について検討すべきだと考えている。特に憲法・民法・商法等の法律科目は、やはり試験科目に含めるべきだと考えています。

川崎全青法対策部長

我々も憲法・民法・商法・会社法などを、試験科目に含めるべきだと考えています。さらに試験方法についても検討が必要だと思っています。ところで、日税連から国税庁等に対して試験科目や試験の実施要領などについて、働きかけや運動をすることはあるのでしょうか？

森日税連会長

税理士法改正については、制

度部でグランドデザインを作成し、その後検討を続けているが、財務省等に試験制度だけの改正を要求したり、3条1項4号だけを外してくださいといっても聞き入れられるわけがない。日税連として全会員の総意が得られるような改正案を作らなければ、国会も国税庁も主税局も受け付けないと思う。

小林日税連専務理事

日税連制度部としては5年後、10年後の改正にむけて、前々期においては「グランドデザイン」を出し、前期は「税理士制度に関する検討課題」ということで第二次報告を作成した。現在は全国の税理士会からの要望を受け、その要望が国民・納税者から受け入れてもらえるのかを、それぞれの項目について検討している。当然、試験制度もその中に含まれている。

坂田全青税理士法対策委員長

宮口専務理事にお聞きしたい



宮口日税連専務理事



小林日税連専務理事

のですが、理事が法人税法の試験委員をされた経験から、現行の試験が、計算問題はスピード重視に、論文問題は暗記重視になってしまっている点について、どのように考えておられますか？

宮口日税連専務理事

現行の試験問題については、変えられるのならば、変えたほうが良いと思っています。受験技術に頼らないと解答できないような試験問題ではいけないと思っています。ただし改正が必要だとは思いますが、その方向性については今後も議論が必要だと考えています。

坂田全青税理士法対策委員長

試験の実施方法の中で、試験会場に法規集を持ち込めるようにしようという意見があることについて、日税連としてはどのように考えていますか？

小林日税連専務理事

制度部でも、過度に暗記力だけを問う試験方法では問題だという意見もあり、法規集の持込についても議論をしているところではある。しかし、様々な視



川崎全青法対策部長



発言は坂田税理士法対策委員長

点での検討が必要である。個人的には法規集の持ち込みも良いのではと思っている。

坂田全青税理士法対策委員長

公正な資格取得制度についてですが、入口論はやはり無視できないと思います。試験合格者が税理士登録者の中で4割程度しかいない。他土業の改正等を考えても、この状況は今後さらに悪化するかもしれない。日税連では、試験合格者が少ないという現在の状況をいかが議論されていますか？

小林日税連専務理事

制度部の内々では理想として、

一本化の意見が多くあるのは事実です。しかし、公認会計士が税理士業務を行って世間から非難されているのか。弁護士法3条2号の問題はどうなるのか。というような意見もあります。

やはり、ある程度の調整も考えなければいけない。理想以外のことも検討しなければいけないということです。

石井全青会長

個人能力云々ではなく、国家資格として考えるならば、税理士と公認会計士とは違う。やはり入口論はひとつとして考えるべきだと私は思っています。も

ろん青税でさえ各単位会で意見は違うのだから、日税連でも15の単位会で意見が違うでしょうが、日税連執行部としての将来的な考えはいかがでしょうか？

森日税連会長

制度部の中では、もちろん様々に議論していくが、改正の実現を狙うならば、改正可能だと思われる範囲で考えるべきだ。ただ理想論だけの改正案を出しても実現しない。

以上、2時間弱の意見交換で懇談会は閉会した。（広報部）

奈良大会は8月5日 大会へのご案内

奈良大会実行委員長

南谷正仁



全国青年税理士連盟の会員の皆さんこんにちは。いよいよ、2006年度全国青年税理士連盟の全国大会（奈良大会）開催まであとわずかとなってまいりました。全国大会実行委員会メンバーも各担当分野を万全にするべく鋭意努力をしているところでございます。

今年は、夏真っ盛り新緑萌える奈良の地で盆地特有の暑さの中、全青の総会で税理士制度について熱く語っていただきたいと思っております。今年の奈良大会の目玉は、なんとと言っても会場にあります。大仏で有名な東大寺に程近い若草山の麓に位置する奈良県新公会堂の能楽ホールの「能舞台」を使用し厳肅な雰囲気の中で、皆様にはまず、壬生狂言『土蜘蛛』をお楽しみいただき、その後は、韓国税務士考試会のメンバーを迎えての公開

勉強会を行い、総会へと流れていく予定です。全体を通じて古都奈良の雰囲気味わってもらえれば幸いです。

公開勉強会では、今年度石井会長が取り組んでおられる、『納税者権利憲章』について、すでに制定されている韓国の現状を実際の税務調査の場面を再現しながらその制定の重要性についてパネルディスカッションと会場からの一般質問を交えて考えていければと思います。また、一般会員にはわかりづらい韓国の税務士考試会との友好関係を少しは理解していただけるものと思っております。

奈良大会の翌日（8月6日）の日曜日から、ちょうど会場である奈良県新公会堂周辺では燈花会が開催されます。大会当日からの開催であれば、懇親会を終えてお帰りいただく際にご覧

いただくことが出来たのですが残念です。都合がつくようであれば一泊していただき翌日奈良観光の後ご覧いただければと思います。

現在の奈良は、2010年の平城京遷都1300年を控え急ピッチで道路整備や、平城京跡の大極殿の復元が行われています。奈良は、京都のような華やかさはまったくありませんが、悠久の昔と何も変わらない、のんびりした時間を満喫していただければ幸いです。

全国大会実行委員会メンバー一同、皆様と奈良の地でお会いできることを楽しみにしております。

三宅島 税務相談会 に参加して

千葉青税 岩井 勇二



小雨がぱらつく夜空の下、JR浜松町駅を降り、ネオンで飾り付けられた帆船を目印に竹芝桟橋へと向かった。伊豆諸島への税務支援は初めての参加であり、経験不足の私に一体なにができるのか、期待と不安で気持ちが昂ぶっていた。集合場所となっていたターミナルには、既に数人の青税の仲間がビールを片手に談笑している。しかし、彼らのすぐ傍には、見慣れぬ初老の美しい女性もその輪の中に溶け込んでいた。弥生式土器も出土されている三宅島は、噴火の歴史であり、そのたびに島の姿、形が大きく変貌してきている。また、生態系にも影響を与え、蛇などの野生動物は存在せず、アカコッコに代表される野鳥の宝庫ともなっている。近年においては平成12年6月の噴火が記憶に新しい。現在もなお、二酸化硫黄が発ちこめ、ガスマ

スクの常時携帯が義務付けられているものの、自己責任ではあるが、平成17年2月に「火山ガスとの共生」を基本に、避難指示の解除により帰島が始まっている。彼女は約30年前に三宅島に訪れ、この島の魅力に取り付かれ、以来その地で暮らしてきたが、平成12年の噴火による災害を目の当たりにして、この島を愛するが故に、この島で暮らしてきた人たちのために現在はボランティア活動をしている。

三宅島における全青の公式な税務支援活動としては今回が初めての試みであるが、税理士・司法書士・弁護士で結成された三青会の有志による地道な三宅島での支援活動は約2年前から行われていた。しかし、避難を余儀なくされた島民は噴火による災害で精神的にも肉体的にも疲弊していたためか、それとも、よそ者に対する排他的警戒心か

らかは推測する余地もないが、当時は税務・法務の無料相談と謳っても相談に訪れるひとはほとんどいかなかったらしい。先ほど御紹介した女性がこうした現状は島民のためにならないと危惧し、また自ら持ちかけられた事案の相談を通じて我々との交流を深めていくうちに、他の島民の方たちも活動の趣旨を理解して頂き、次第に信頼関係が芽生えていったようだ。

税理士法第1条（税理士の使命）において、「税理士は、税務の専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」とあるが、納税者にとっ



今も立ち上る噴煙



ガスマスクの装着



三宅村役場（臨時）



村役場での相談会



船の甲板でも宿でもミーティング

てみれば、有料であろうがなかろうが、我々税理士を信頼してくれているかが前提条件として必要不可欠なのである。信頼関係なくして、成り立たない。これは、税務に限らず、人と人とを繋ぐ基本である。

島に着くまでの約6時間の船旅は甲板に上がったの酒盛りに始まる。下戸の私は、ジュースでの乾杯となった。これまでの各島における支援活動状況から時事問題に至るまで話は尽きない。話をしている中、ベテランから若手までいる中でのフラットでいながらも、お互いのことを尊重し合う大人の関係がそこにはあった。登山者はそこに山があるから登るとは言うけれど、

島に困っている納税者や相談者がいるから島に行くといったそんな無邪気な連中だった。いつの間にか忘れかけていた夢中になれる自分がいた。元気をもらっているような気がした。夜もすっかり更け、海上は真っ暗闇であるけれど、潮風にあたって気持ちが良い。

相談会は村役場を利用して行われた。災害も落ち着き、個人の確定申告時期が終わったばかりという季節柄か、税理士案件5件、弁護士案件3件という実績であったが、税務に関する事案については離島にありがちな相談が多いとの印象を受けました。また、島の滞在期間には、余暇を利用して、過去の度重な

る溶岩や降灰で所々埋め尽くされた島内を一周し、自然と触れ合う体験をすることもできたのは、私にとっての楽しい思い出となっている。

船中1泊を含む2泊3日という短い滞在で島のことを理解できたとは僭越にも言う資格はないが、私のような新参者にも島民が信用し、優しく接してくれたということは、先輩方が今までに信頼関係を築いてきたからだと思う。これまで培ってきた無形の財産をこれからも守っていく必要があると痛感すると共に、この訪問を通じて、私にとっての大きな「仕入れ」がまた一つできたことに満足している。



午前5時、港に着岸した「さるびあ丸」



帰りの船が無事に着くことを祈る

第10回 小笠原村巡回法律 相談会に参加して

東京青税 池田 充



東洋のガラパゴス小笠原

日本で一番、行くのに時間がかかる（遠い）ところはどこだろうか。といっても漠然としているので、出発地を東京とした場合で、そこに行くのに最速の手段を使ってみて、一番時間がかかるといったらどこだろうか。

その場所は、意外なことに同じ東京都の中にある。東京の中心部から南南東に行くこと実に1,000km、ザトウクジラが繁殖に訪れ、イルカやマッコウクジラが回遊し、アオウミガメが長い旅路の末の産卵に戻ってくる、そう小笠原諸島こそが国内最遠の地といえるのだ。

有史以来、一度もまわりの大陸と地続きになったことがない。地理学用語で大洋島（海洋島）である。ちなみにガラパゴス諸島など固有種の豊富な場所の多くは大洋島である。それゆえ小笠原を東洋のガラパゴスと称することがある。

小笠原の歴史

小笠原諸島は1593（文禄2）年、信州深志城主の曾孫、小笠原貞頼により発見されたと伝えられている。人が最初に定住したのは江戸時代後期の1830（文政13）年、欧米人とハワイの先



母島小学校で模擬裁判

住民でした。1853（嘉永6）年ペリー提督が浦賀に先がけ父島に来航。その後、江戸幕府や明治政府の調査、開拓により1876（明治9）年には国際的に日本領土として認められる。

大正から昭和初期には、亜熱帯気候を活かした果樹や冬野菜

機を迎えることになります。昭和19年、戦局の悪化により、軍属等として残された825人を除く全島民6,886人が内地へ強制疎開させられた。

そして敗戦により、小笠原は米軍の占領下に置かれることになります。昭和21年、欧米系の島民に限り帰島を許されましたが、他の大多数の島民は故郷への帰島は許されず、慣れない土地での苦しい生活を強いられることになる。

昭和43年6月、小笠原諸島は日本に返還され、島民の帰島がようやく叶うことになりました。戦後23年間にも及んだ空白を埋めるために、国の特別措置法のもと様々な公共事業が推進され、



滞在を終え乗船前に全員集合



二見湾に停泊する雄大な「おがさわら丸」



クルーザーから見送りのダイブ

新しい村づくりが進められている。

なお、戦争の激戦地となった硫黄島では壮絶な戦いの末、日本軍が玉砕し、日米両軍合わせて二万余名もの尊い命が失われた。返還後も火山活動などによる自然条件が厳しいことから硫黄島への帰島は実現せず、現在は自衛隊基地及びその関係者だけが在島している。

地勢

小笠原諸島は、太平洋上の広大な海域に散在する大小30余りの島々の総称で、北から聳島列島、父島列島、母島列島、火山(硫黄)列島、及び西之島、南島島、沖ノ島島の三つの孤立島から構成されている。

沖ノ島島は日本の最南端、南島島は最東端に位置している。

主島は父島で、東京の南約1,000kmにあり、その広さは千代田区の2倍余りの約24km²で、人口はおよそ2千人。母島は父島の南約50kmに位置し、その広さは約21km²で、人口はおよそ400人です。

小笠原は亜熱帯に位置し、気温の変化が比較的少ない海洋性のしのごやすい気候です。

定期航路

昭和47年4月から東京-父島間に週1便、定期船椿丸(1,040t)が就航して以来、昭和48年4月には父島丸(2,616t)が、昭和54年4月には、おがさわら丸(3,553t、定員1,041人)が就航してきた。そして平成9年3月には高速化、快適化、大型化を実現した新造船おがさわら丸(6,679t、定員1,031人)が就航し、所要時間が従来より約3時間短縮され25時間30分となった。おおむね6日に1便就航している。

父島-母島間は、昭和51年5月から週3便、定期船(218t)が就航した。昭和54年4月には、所要時間は3時間30分から2時間20分に大幅に短縮された。平成3年6月から新造船「ははじま丸」(490t、定員143人)が就航し、所要時間は2時間となり、おおむね週5便の運航となっている。

小笠原での相談活動

弁護士・司法書士・税理士・公証人・大学講師など法律家を中心に組織された「NPO法人司法過疎サポートネットワーク」が、小笠原で相談会を始めたのは、平成13年2月のことである。翌年からは、ほぼ1年に2回のペースで相談会を開催し

島民の期待にこたえてきた。

全国青税・東京青税も税理士が取り組むべき公益的業務のひとつとして、この活動に青年法律家協会、全国青年司法書士協議会とともに参加している。

私は平成16年2月の第6回から参加し、今回で5季連続5回目の参加である。そして今回の開催は、記念すべき第10回の開



産卵を終え海へ



イルカがお出迎え



ザトウクジラの尾びれ

催でもある。

小笠原に事務所を構えている税理士はいない。伊豆諸島・小笠原諸島という東京都の有人離島において、税理士は八丈島に1名が事務所を構えているだけだ。(平成17年8月の東京税理士会会員名簿による。)

小笠原には弁護士・司法書士・税理士は居らず、土地家屋調査士1名が事務所を構え、小笠原の複雑な土地所有問題等の解決に取り組んでいる。

なお東京税理士会は、小笠原において相談会等は開催しておらず、伊豆諸島のうち6島においては、確定申告時期に4日間程度、芝税務署と同行し無料税務相談会を開催している。しかし、税理士が税務署と同じ会場において相談会を行うことで、本来の税理士が行うべき税務支援活動が果たされていると考ええてよいのだろうか、疑問である。

事前準備

小笠原における相談会は、先ずは事前の広報活動から始まる。「村民便り」と呼ばれる村の発行する広報誌に、相談会開催のスケジュールを掲載してもらい、さらに先程の土地家屋調査士が、父島・母島の両島を歩き

回り、島の主だった箇所にチラシを配布・貼付してくれる。

我々は、島へ行く日程が近くと、既に予約が入っている相談についての準備をし、前回からの継続案件についての書類の整備等に追われることになる。

出発

1日日午前10時、東京竹芝棧橋のターミナルを「おがさわら丸」が父島に向けて出航する。



5泊6日(内船中2泊)の旅の始まりだ。船中では、島でのスケジュールや、法律・税務教室、模擬裁判などの打合せを済ませ、船が東京湾を出てからは、各々が片道25時間の「スロー・トラベル」を楽しむ。

海を見て、飲んで、夕日を見て、飲んで、星を見て、飲んで、寝て、朝日を見て、やがて青い海に囲まれた小笠原に近づき、出迎えに来てくれたイルカやクジラに歓声が沸く。

到着

はじめて小笠原に訪れた人が、最初に驚くのは、船が父島に到着した時だ。島民が総出で港に集まり、訪れる人々や帰って来た人々を歓迎してくれる。また船は、旅客はもちろんのこと、島の人々の生活物資や食料から新聞までを運ぶ。船が生活の基準であり中心となっているのだ。

ちなみに母島に渡るには、父島で「ははじま丸」に乗り継ぎ、さらに2時間船に揺られることになる。

相談会

到着日の夕方から相談会場に入り、弁護士・司法書士・税理士・公証人が一体となり相談会を始める。

離島などの過疎地域での相談会の難しさのひとつが、島では皆が顔見知りであるということだ。相談に行ったことを島の人に知られたくない、という気持ちを持つ島民もいて、そのような場合は、我々が島民の自宅などにお邪魔し相談に乗る場合もある。また、島の人には相談できないので、このような相談会があることを感謝してくれる声も多く聞かれる。



宮之浜



南島

法律・税務教室、模擬裁判

グループが、相談会と並行して現地で行う活動に法律・税務教室や模擬裁判がある。

法律・税務教室は、税理士会が昨年度あたりから、強く取り組み始めた租税教育とも関係してくる。

また模擬裁判は、平成21年からはじまる裁判員制度を考え、学校関係者からの要望も多い活動である。

今回の訪問でも父島・母島の両島にて、相談会と並行し法律・税務教室として「確定申告をしよう！～確定申告は、こう変わった！」を開催し、父島小学校、母島小学校にて「刑事模擬裁判」を開催した。

帰路

5日目昼、およそ3日間の滞在を終えて、内地に戻るときが迫り、港に停泊する「おがさわら丸」に向かう。港では様々な

人々が別れに涙しており、そしてまた訪れることを約束している。私も事務所の仕事が気になりはするが、やはり離れがたい気持ちが強くなる。(しかし、この船に乗らないと帰るのは1週間伸びることになるので、そうはいかない。)

そして、はじめて小笠原を訪れた人が、最も驚き感激するのが、「おがさわら丸」の出航を島民が総出で見送ってくれる時である。船上の我々は、いつまでも手を振り続け、クルーザー

に乗り込んだ島人たちも可能な限り追いかけ続け最後は海へのダイブで我々を見送ってくれる。

参考HP

『小笠原村HP』

<http://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/>

参考文献

『フェリーポートで行こう！』（カベルナリア吉田／東京書籍）
『小笠原自然観察ガイド』（有川美紀子／山と溪谷社）



南洋踊りでお見送り

あしがき

広報部長としての最後の広報誌になる今号は、自分が普段取り組んでいる離島における税務相談に関する記事が中心となりました。

一昨年から東京都の離島で行う相談会に参加し続け、数えてみたら、1年間のうち1ヶ月以上を島で（船の上で）過ごしています。

私以上に離島税務相談に参加している「ある人」が、自らや自らが声をかけたことに

より、参加し続けるようになった人を称して「馬鹿が大馬鹿を呼ぶ」と笑って話しています。

離島における相談会に行くことは、参加者個人の負担が大きいことは確かです。しかし税務相談が税理士の独占業務とされている以上、やはり国民・納税義務者の信頼にこたえるべく、取り組んでいくべきだと考えます。馬鹿にならなければ出来ないことも（やらなければいけないことも）あると思っています。私も最近、友達や関与先に「馬鹿だから、また島に行って来ます」などと言っています。

そんなわけで、この広報誌がお手元に届くころにも、また船上の人となっているでしょう。今度は片道45時間以上の「超スロー・トラベル」の予定です。どんな旅だったか興味がある方はいつでも声をかけてください。たっぷりお話します。

最後になりますが、なんとか1年間広報部長を務めることが出来たのは、全国の皆様のご協力のおかげです。この紙面をお借りして、御礼申し上げます。（M. I）